岐阜関ケ原古戦場記念館条例について

岐阜関ケ原古戦場記念館条例を次のように定めるものとする。

令和元年十二月三 日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜関ケ原古戦場記念館条例

(設置)

第一条 阜関ケ原古戦場記念館 原古戦場を核とした広域観光の推進を図り、 関ケ原 0 戦いの歴史を伝えること及び関ケ原古戦場の魅力を発信することにより、 以下 「記念館」とい もつ う。)を設置する。 て地域の発展に寄与するため、 関ケ原町に岐

(事業)

第二条 記念館は、次に掲げる事業を行う。

- 一 関ケ原の戦いに関する理解の増進に関すること。
- 関ケ原の戦い に関する資料の収集、保管及び展示並び に調査研究に関すること。
- 三関ケ原古戦場の魅力の発信に関すること。
- 四 記念館を利用する者への便宜の供与に関すること。
- 五 前各号に掲げるもの \mathcal{O} ほか 記念館の設置の目的を達成するため に必要なこと。

(入館料)

- 第三条 記念館の 展示室等に入室しようとする者は、 別表に掲げ うる額の 入館料を納入しなけ n ば
- ならない。
- 2 の限りでない 入館料は、 前納しなければならない 0 ただし、 知事が特別 \mathcal{O} 理由が あると認めるときは、
- 部又は一部を返還することができる。

3

納入した入館料は、

返還しない。

ただし、

知事が

特

別の

理由があると認めるときは、

その全

4 知事は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、 入館料を減免することができる。

(遵守義務)

- 第四条 記念館を利用する者は、 次に掲げる事項を遵守し なけ ればならない
- 記念館の施設、 設備、 資料等を毀損 又は汚損しないこと。

- 二 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 三 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。
- 兀 物品を陳列し、 若しくは販売し、 又は広告等を配布しないこと。
- 五 火気又は危険物を取り扱わないこと。
- 六 記念館の資料の撮影、 模写、 模造等の行為をしな いこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、知事が指示する事項
- 2 めることを指示させ、これに従わないときは、 知事は、 記念館を利用する者が前項の規定に違反した場合は、 記念館から退去を命ずることができる。 当該職員をしてその行為をや

(岐阜関ケ原古戦場記念館協議会)

- 第五条 記念館の運営に関し知事の諮問に応ずるとともに、 知事に対して意見を述べる機関とし
- て、 岐阜関ケ原古戦場記念館協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 第六条 協議会は、委員九人以内で組織する。
- 2 委員は、 学識経験のある者、 観光振興に携わる者その他 知事が記念館の運営に資すると認め
- る者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、 二年とする。 ただし、 補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 第七条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。
- 2 会長は、協議会の会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、 又は会長が欠けたときは、 あらかじめ会長の指定する委員がその

務を代理する。

- 第八条協議会の会議は、会長が招集する。
- 2 協議会は、 委員の過半数が出席しなければ、 会議を開くことができない
- 3 協議会の議事は、 出席した委員の過半数をもって決し、 可否同数のときは、 会長の決すると

ころによる。

(過料)

第九条 第四条第二項の規定による退去の 命令に従わない者は、 五万円以下 の過料に処する。

(委任)

第十条 この条例 の施行に関し必要な事項は、 規則で定める。

附訓

 \mathcal{O} 条例は、 公布 \mathcal{O} 日 カコ ら起算し て一年を超えない 範囲内におい て規則で定める日 から施行す

る。

別表(第三条関係)

区
分
金額(一人につき)

四〇〇円	団体(二〇人以上に限る。)	
は、一、二○○円) 五○○円(一年を通じて利用する場合	個人	その他の者
	団体(二〇人以上に限る。)	オらいというできる。
は、八〇〇円)	個人	たらに 進げる 合大学の学生及びこ

備考

- らず、一人につき千五百円の範囲内で知事がその都度別に定める額とする。 特別の企画により記念館の資料を展示する期間の入館料の額は、この表の規定にかかわ
- 次に掲げる者の入館料は、この表及び前号の規定にかかわらず、無料とする。
- 幼児、小学校の児童、 中学校の生徒及びこれらに準ずる者
- 口 する文化の日をいう。)に記念館の展示室等に入室する者 文化の日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第二条に規定

佐 案 説 明

とする。 岐阜関ケ原古戦場記念館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、 この条例を定めよう